善について官民共同 賃金・労働条件の改 において、労働者の ぶりであり、 善勧告は実に二四年 でたたかうとともに 続の給与・一 何よりも、 今春闘

よりも0.

11ケ月下回るとして、

年間 4.

2 ケ

その他、 初任者や

うものです。

月に改定をするとい 0. 1ケ月引き上げ、

られます。 若年層への配慮が見

二年連 時金改

## 給与勧告の骨子

- ①民間給与との格差(0.36%)を埋める ため、俸給表の水準を引き上げると共 に、給与制度の総合的見直しにおける 地域手当の支給割合を引き上げ。
- ②一時金を引き上げ(0.10 ケ月分)、民間 の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分。
- ③民間との格差があることを踏まえ、 任給を2500円引き上げ。若年層も 同程度の引き上げ。
- ④総合的見直しにより、高齢者の官民格 差が縮小されることを踏まえ、110 0円の引き上げ。再任用者も同様に引 き上げ。
- ⑤単身赴任手当の支給引き上げ。

生活改善にむけて全力で取り組

## います。

告は実に二四年ぶりになります。

しかし、

①民間給与との比較において国家公 改定を行う。 回るとして格差解消のための俸給の 務員が0. 勧告の概要は、 36% (1469円) 給与勧告として、 下

…緩和措置により本年度現給保 総合的な見直し」(今年度より実施 費税の増税分や物価上昇を考慮し ておらず、ましてや「給与制度の ただ今回の給与改善勧告が、 によって減額された金額より 消

②一時金の支給月数についても民間

に

要

## 告」を行いました。内容は、月例給・一時金ともに改善となります。 人事院は八月六日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について「勧告」 問題点も多く、素直に喜べない内容となって! 二年連続の改善勧;いて「勧告」と「報!

kosikyouso.sakura.ne.jp 15.9.30 (水) Tel 988-3281 988-3283

え置き」です。

もはるかに少ないため、給与改善がな

されたとしても、ほとんどの教員にと

っては現在の現給保障そのままの「据

よる本来の給与 総合的見直しに 現在の給与 保障による)

今年度の改善 後の給与

月分を全額勤勉手当に組み入れられ 推進するため」として、 時 金も「勤務実績に応じた給与を 改善0. 1 ケ

# には触れ

触れていません。 臨時・非常勤職員につ いては一言も

制度そのものについては「引き続き検 げることを盛り込んでいますが、給与 討する」に留まっています。 再任用者については給与を引き上

当局 教委との交渉に移ります。 費公務員の勧告を行います。 の人事委員会が、この勧告を参考に 大きな影響を与えます。まず、埼玉県 人事委員会から勧告を出した後は県 この勧告は、私たち地方公務員にも 組合は、人事委員会への要求署名、 への要求署名、当局との交渉、県



が必要です。 実現のための教育署名を行いました。 は、絶対に一クラスの人数を減らすこと しかも教職員の健康を保障するために ます。児童生徒にきめ細かな配慮をし、 九月六日 学校教育は様々な困難を抱えてい (土) 南越谷駅で少人数学級

ました。 今の政権により計画を撤回されてしまい す。粘り強い運動が実り、 人数学級への計画が発表されましたが、 教育署名は今年で二七 年目を迎えま 時国会で少

を集めたいと思います。 各職場の協力も得て、 たくさんの署名

9月6日の南越谷駅での署名活動